

平成 2 9 年 度

都 市 局 関 係 予 算 決 定 概 要

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

国 土 交 通 省 都 市 局

I. 平成29年度 都市局関係予算総括表(国費)

○ 都市局関係予算

(単位：百万円)

事 項	前年度予算額 (A)	概算決定額 (B)	対前年度 倍 率	備 考
			(B/A)	
国 営 公 園 等	28,355	28,031	0.99	
うち国営公園等整備	9,005	8,538	0.95	
うち国営公園維持管理	14,182	14,395	1.02	
都 市 環 境 整 備	23,577	24,054	1.02	
市 街 地 整 備	23,577	24,054	1.02	
住 宅 対 策	853	700	0.82	
小 計	52,785	52,785	1.00	
災 害 復 旧 等	400	400	1.00	
行 政 経 費	2,575	2,475	0.96	
合 計	55,760	55,660	1.00	

(注)1. 本表のほか、国費として社会資本整備総合交付金の全体額 893,958百万円、防災・安全交付金の全体額 1,105,736百万円がある。

2. 本表のほか、復興庁計上の国費として

(1) 東日本大震災復興交付金の全体額 52,502百万円がある。

(2) 福島再生加速化交付金の全体額 80,671百万円がある。

(3) 社会資本整備総合交付金の全体額 108,952百万円がある。

(4) 国営追悼・祈念施設（仮称）整備事業 1,289百万円がある。

(5) 都市災害復旧事業 2,382百万円がある。

3. 計数は整理の結果、異動を生ずる場合がある。

Ⅱ. 財政投融资等

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 (A)	平成29年度 (B)	対前年度倍率 (B/A)
独立行政法人都市再生機構	99,515	105,622	1.06
財 政 融 資 資 金	34,700	55,600	1.60
産 業 投 資	4,800	0	0.00
自 己 資 金 等	60,015	50,022	0.83
一般財団法人民間都市開発推進機構	67,299	47,268	0.70
政 府 保 証 債	31,000	27,200	0.88
自 己 資 金 等	36,299	20,068	0.55
合 計	166,814	152,890	0.92

(注)1. 独立行政法人都市再生機構には住宅局との共管分を含む。

2. 一般財団法人民間都市開発推進機構の自己資金等については、政府保証借入（5年未満）等である。

Ⅲ. 平成29年度都市局関係予算の基本方針

- 平成29年度都市局関係予算については、以下の基本方針により、取り組んでいく。
 - 1. 熊本地震で被災した宅地の復旧・耐震化、被災市街地の復興等を着実に推進する。
 - 2. 地域の優れた景観、古民家等の地域資源を活用したまちづくりを推進する。
 - 3. 子育て世代や高齢者が安心できる生活環境、持続可能な地域経済圏の実現、まちの賑わいを創出するため、都市機能の集約・再編等によるコンパクトシティを推進する。
 - 4. 都市機能の集積や交通利便性及び防災機能の向上を図り、大規模都市開発プロジェクトを推進するとともに、我が国の都市の魅力を発信することで国際競争力を強化する。
 - 5. 官民連携による都市公園、緑地等のオープンスペースを確保することにより、緑豊かなまちづくりを推進する。
 - 6. 我が国の都市開発の強みと魅力の発信、新興国への重点的支援等により、日本型都市開発モデルの海外展開を推進し、我が国企業の受注増加を目指す。

IV. 平成29年度予算 都市局主要改正事項等(下線部は重要改正事項)

1. 熊本地震等の被災地の復旧・復興	
(1) <u>熊本地震により被災した宅地の復旧・耐震化の推進</u>	5
(2) 土地区画整理事業等による熊本地震の被災市街地の復興	6
2. 景観、古民家等を活かしたまちづくり	
(1) <u>「景観まちづくり刷新支援事業」の創設</u>	7
(2) <u>「まちづくりファンド支援事業」の創設</u>	8
3. コンパクトで賑わいのあるまちづくり	
(1) 立地適正化計画の作成等の支援の強化	9
(2) <u>コンパクトシティ施策の充実</u>	10
(3) <u>子育てしやすいまちづくり</u>	11
(4) 民間のまちづくり活動の推進	12
(5) 物流の効率化に資する共同荷捌き駐車施設の整備の推進	12
(6) 個別利用区制度、立体換地制度の活用の推進	13
4. 都市の競争力の強化	
(1) <u>国際競争拠点の整備の加速化</u>	14
(2) <u>旅館・ホテルの建設、観光バス駐車場の整備の推進</u>	15
(3) 「シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想」	16
5. 緑豊かなまちづくり	
(1) <u>「Park-PFI 制度」の創設</u>	17
(2) <u>「市民公開緑地制度（仮称）」の創設</u>	18
(3) 国営公園等の整備	19
6. 都市開発の海外展開・国際貢献	
(1) 環境共生型都市開発の海外展開	20
(2) 海外日本庭園再生プロジェクト	21
(3) 2020年東京オリパラ大会の暑熱対策	21

1. 熊本地震等の被災地の復旧・復興

(1) 熊本地震により被災した宅地の復旧・耐震化の推進

平成 28 年熊本地震では、造成宅地の滑動崩落（地滑り）、液状化による大規模な宅地被害に加えて、擁壁倒壊といった小規模な造成宅地の被害が多く発生した。被災した宅地の早期復旧や再度災害防止のための耐震化を図るため、宅地耐震化推進事業について、補助率の嵩上げ（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 1/3→1/2、宅地液状化防止事業 1/4→1/2）を行うとともに、同事業の補助対象要件の緩和（盛土高さ 5m 以上・同一盛土上に存在する家屋が 5 戸以上→盛土高さ 2m 以上・同一盛土上に存在する家屋が 2 戸以上）を行う。

国 費 防災・安全交付金 の内数

【宅地耐震化推進事業の拡充】 ※熊本地震により宅地被害が集中した熊本県内の市町村に限る

		通常	拡充
大規模造成地の滑動崩落防止	規模要件	以下のいずれかに該当 ① 盛土面積 3000 m ² かつ 盛土上の家屋が 10 戸以上 ② 盛土高さ 5m 以上 かつ 盛土前の地盤面が水平面に対し 20° 以上 かつ 盛土上の家屋が 5 戸以上	
	補助率	1/3	1/2に嵩上げ ・H28 年度 2 次補正で措置 ・H29 年度当初予算でも引き続き措置
液状化防止	規模要件	・液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された 3000 m ² 以上の区域 ・区域内の家屋が 10 戸以上	
	補助率	1/4	1/2に嵩上げ ・H28 年度 2 次補正で措置 ・H29 年度当初予算でも引き続き措置
小規模造成宅地への対応	規模要件	—	既存の造成宅地対策では該当しない小規模なものが対象（以下の要件に該当するもの） ・盛土高さ2m以上（従前 5m→2mに緩和） ・同一盛土上に存在する家屋が 2 戸以上（従前 5 戸→2 戸に緩和）
	補助率	—	（注）既存事業と同様に避難路等の保全対象の要件は必要 1/2



大規模造成宅地の滑動崩落



液状化



小規模造成宅地の被害

また、熊本地震の教訓も踏まえ、造成宅地の耐震化を進めるため、大規模盛土造成地マップの公表などを行った場合における補助率の嵩上げ措置（1/4→1/3）の適用期間を 2 年延長するとともに、地震発生直後における宅地の被害状況を迅速・的確に把握するため、リモートセンシング技術による被害把握手法の活用検討を行う。

(2) 土地区画整理事業等による熊本地震の被災市街地の復興

平成 28 年熊本地震により被害が甚大であった益城町など被災市街地の早期復興、喪失した公共公益施設、都市機能施設の機能復旧を図るため、被災状況に的確に対応しつつ土地区画整理事業、市街地再開発事業を推進する。

特に、市街地直下の断層活動により、甚大な被害が生じた地域での復興事業を加速化するため、土地区画整理事業について国庫補助による支援の充実（移転補償費の交付対象に、公共施設整備に伴い連鎖的に移転が必要となる建築物を追加）を図る。

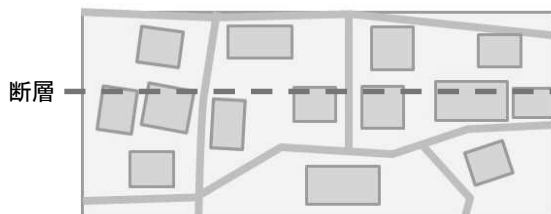
国 費 防災・安全交付金 の内数 等

被災市街地復興土地区画整理事業の拡充

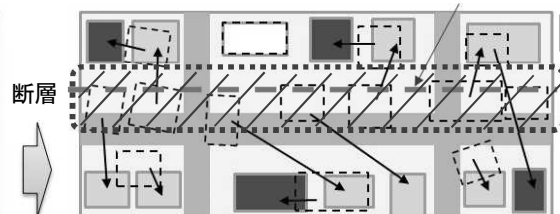
【被災状況】



【事業前】



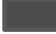


【事業後】



断層の直上等の空間を確保

公共施設等

-  整備する公共施設地上の移転建築物(現行の交付対象)
-  現位置換地(移転なし)
-  公共施設整備に伴い移転が必要な移転建築物(拡充対象)

【拡充事項】

現行、整備する公共施設地上の移転建築物に対する支援

公共施設整備に伴い、連鎖的に移転が必要となる
建築物の移転補償費に対象を拡大

※熊本地震による被災市街地復興推進地域内の地区に限る（想定される地区は益城町）

2. 景観、古民家等を活かしたまちづくり

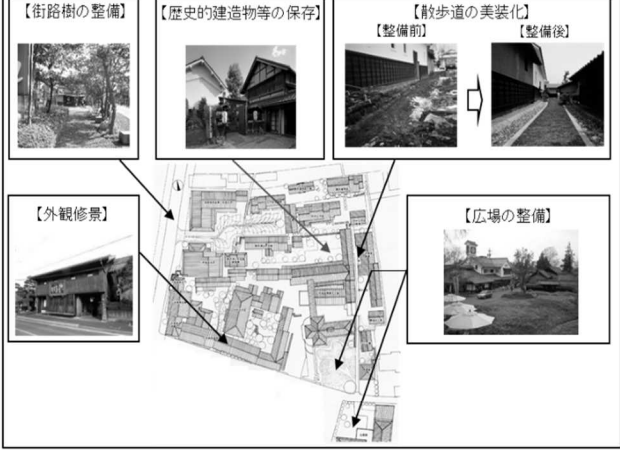
(1) 「景観まちづくり刷新支援事業」の創設

観光立国の実現を目指し、景観資源の保全・活用によるまちづくりを推進するため「景観まちづくり刷新支援事業」を創設する。

具体的には、地方公共団体等が行う、建築物の外観修景、歴史的建造物の保存、城址公園の整備など景観資源の保全・活用に関する事業、散歩道、広場、駐車場の整備などの関連インフラの整備に対し、国が2分の1を補助する。

今後、10地区程度をモデル地区として指定し、集中整備により概ね3年以内にまちの景観を刷新する。

国 費 25億円 (皆 増)

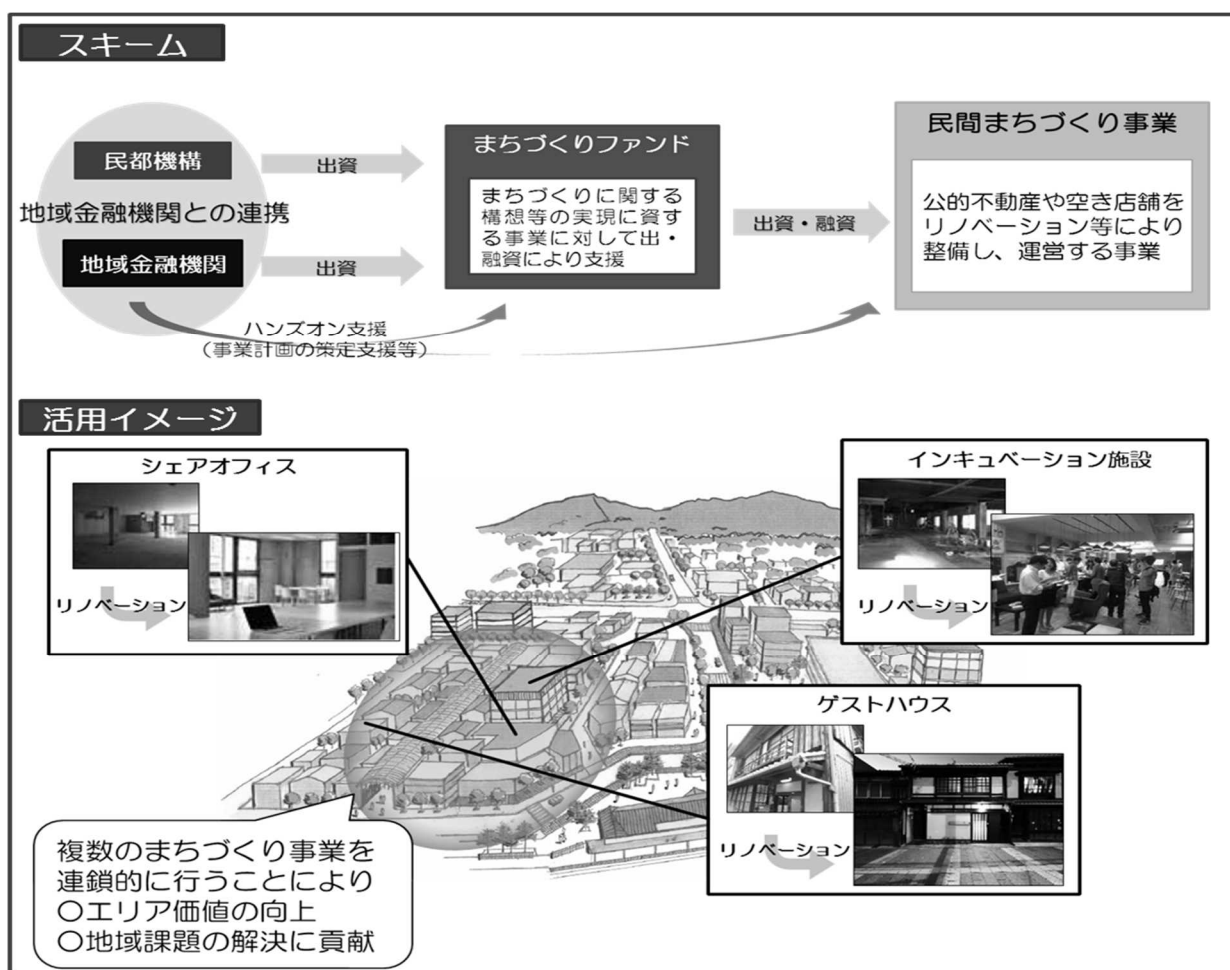
<p>【景観まちづくり刷新支援事業の概要】</p> <p>国が指定する「景観まちづくり刷新モデル地区」において以下の補助対象等に対してハード事業を支援（補助事業）</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none">・地方公共団体・協議会（地方公共団体の参加を必須とする） <p>【補助率】</p> <p>1/2以内</p> <p>【支援メニュー】</p> <p>(1) 景観資源の保全・活用に関する事業 (外観修景、歴史的建造物等の保存、城址公園の整備、ガードレール・路面等の美装化、街路樹の整備 等)</p> <p>(2) 景観まちづくりに必要なインフラの整備 (散歩道、広場、駐車場、交通結節点、視点場（展望台）の整備 等)</p>	<p>【事業実施イメージ】</p> 
<p>【想定される事業実施箇所数等】</p> <p>○ 一地区あたりの単年度の事業費は4～6億円程度(国費2～3億程度)、3年間程度の継続的な支援を想定。 (一地区あたり3年間の合計、事業費16億円程度。(国費8億円程度を支援。))</p>	

(2)「まちづくりファンド支援事業」の創設

急激な人口減少や少子高齢化等の課題を抱える地方都市においてまちの活力を取り戻すためには、地域の資金を活用しつつ公的不動産や空き店舗等を有効に活用して、一定のエリアにおいて複数の事業をマネジメントしながら連鎖的に進めていく必要がある。

このため、民間都市開発推進機構と地域金融機関が出資するまちづくりファンドを立ち上げ、当該ファンドが、民間事業者が行うリノベーション事業等に出資・融資するスキームを構築することで、まちの賑わいの創出、地域経済の活性化を図る。

国 費 4 億 円 (皆 増)



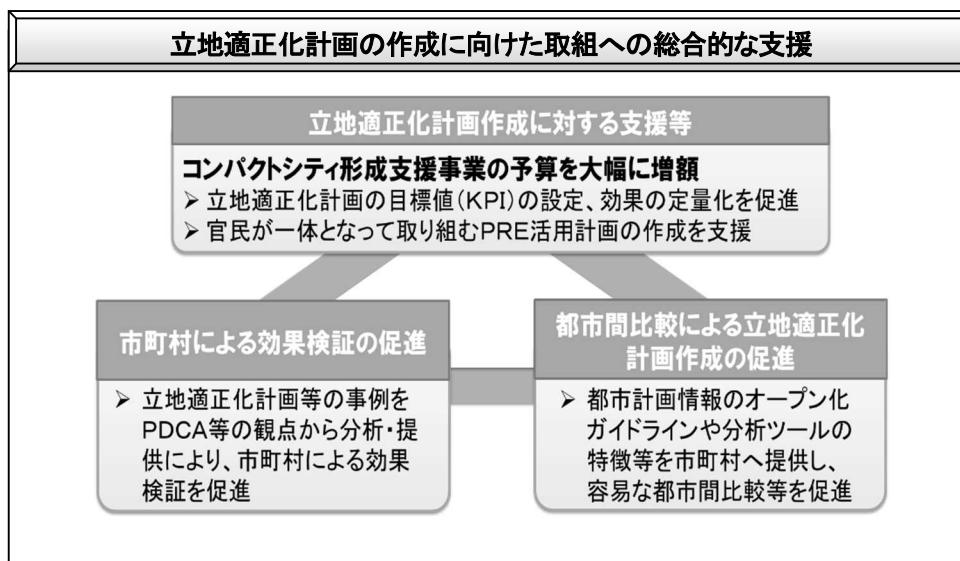
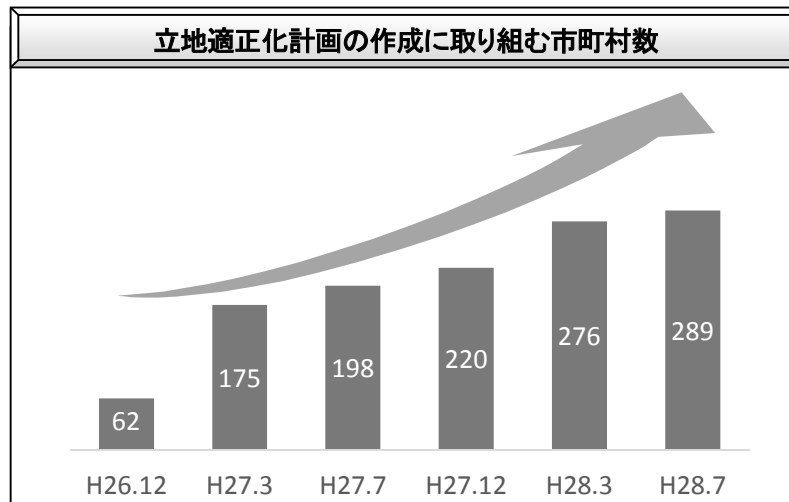
3. コンパクトで賑わいのあるまちづくり

(1) 立地適正化計画の作成等の支援の強化

現在、市町村において、コンパクトシティ施策を具体的に推進するための基礎となる立地適正化計画の作成の動きが本格化しているため、そのための調査や検討等に要する資金面での支援を強化する（コンパクトシティ形成支援事業の予算を大幅に増額）。

加えて、先行して作成される立地適正化計画について PDCA 等の観点から分析し、国が市町村に技術的助言を行うとともに、都市間比較を容易に行えるよう都市計画情報のオープン化等に向けた検討を行うなど、コンパクトシティ形成に向けた取組を総合的に支援する。

国費 4.29億円（1.40倍）等



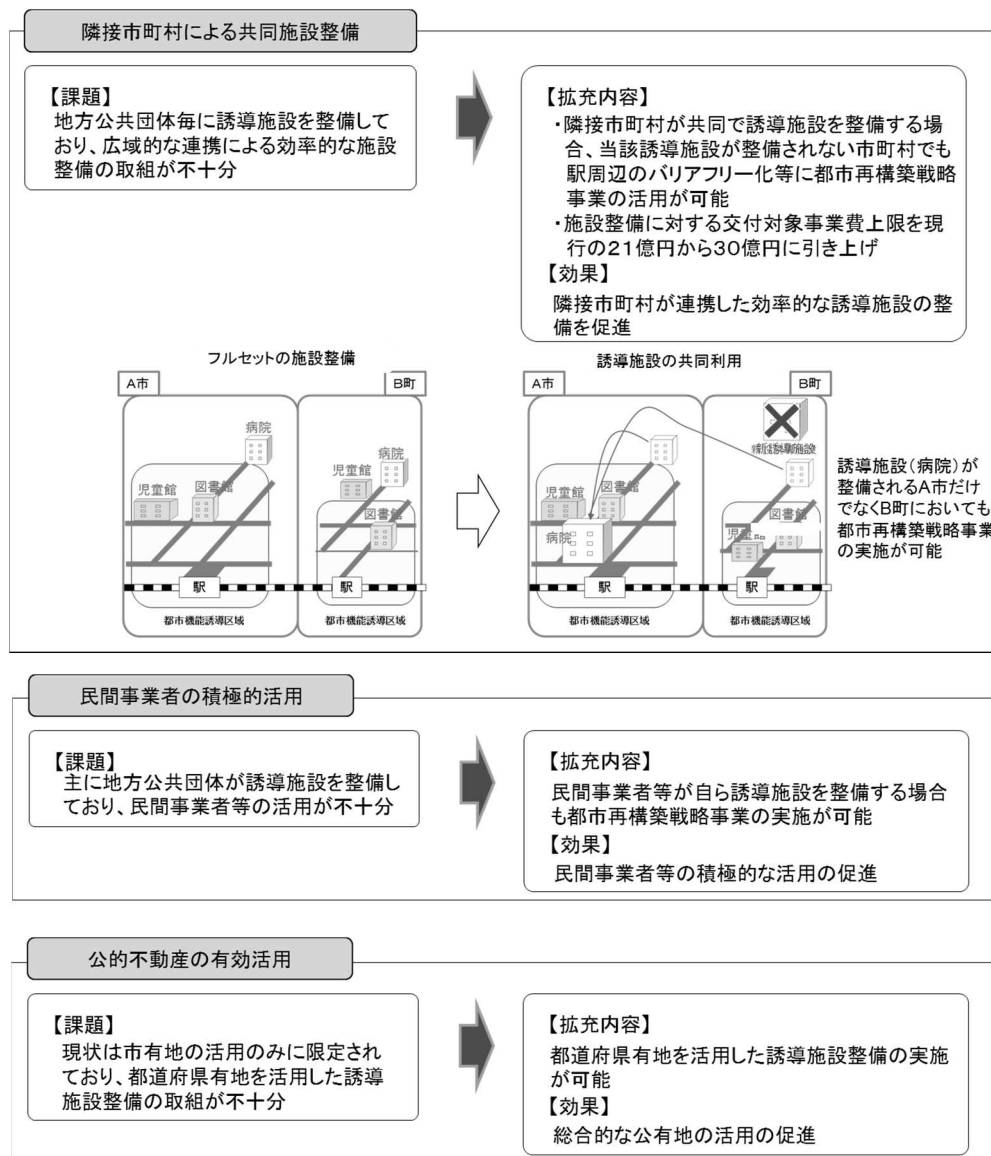
(2) コンパクトシティ施策の充実

コンパクトシティの取組が計画作成段階から事業実施段階へと移行しつつある中、効率的かつ効果的な事業実施が可能となるよう支援施策を充実する。具体的には、隣接市町村による病院等の誘導施設の共同整備や、都道府県有地を市町村に低廉な価格で貸与する場合の支援など公的不動産の有効活用を促進する。

(参考) コンパクトシティの推進のための地方財政措置の拡充

地方公共団体において公共施設等の適正な管理を実施し、コンパクトシティを推進するため、長期的なまちづくりの視点に基づき施設の立地適正化を図る地方単独事業に対する地方財政措置を拡充。

国 費 社会資本整備総合交付金 の内数 等



(3) 子育てしやすいまちづくり

コンパクトで子育て世代にとって暮らしやすい環境を整えるため、都市再構築戦略事業等について、鉄道駅等の公共交通拠点周辺の拠点地区に誘導すべき施設の補助対象に、新たに「乳幼児の一時預かり施設」及び「子ども送迎センター」を追加する。

また、子どもが安心して遊ぶことができる屋外の遊び場を確保するため、都市公園ストック再編事業等により子ども向け遊戯施設の設置等を促進する。

国 費 社会資本整備総合交付金 の内数 等



都市再構築戦略事業・都市機能立地支援事業の拡充

【課題】

子育て支援施設は法律に基づく幼稚園、保育園等に限定



【拡充内容】

乳幼児の一時預かり施設、子ども送迎センターを交付対象施設に追加

【効果】

居住誘導効果の高い子育て支援施設の整備によるコンパクトシティの推進

(4) 民間のまちづくり活動の推進

地域の価値を高め、都市の課題解決を図るためには、民主導によるまちづくり活動について、多様なまちづくり関係者によるワークショップの開催や、広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施及び空き地・空き店舗等の活用促進等の活動を支援することが必要である。

このため、官民連携による魅力的な都市空間づくりを行うプレイスメイキングの支援を一層強化し、都市の魅力の向上や発信を図る。

国 費 0.92億円 (1.15倍)

民間の先進的取組の普及啓発



都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営

民間の担い手が主体となった施設整備等を含む実証実験等



取組み以前



オープンカフェ開設後

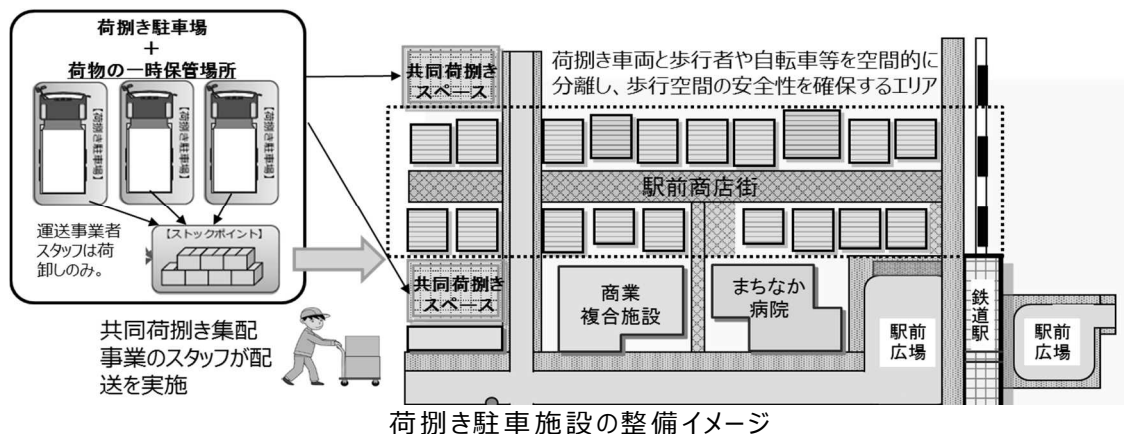
協定に基づくオープンカフェ等の都市利便増進施設の整備等によるまちの賑わい、交流の場の創出(イメージ)

(5) 物流の効率化に資する共同荷捌き駐車施設の整備の推進

物流の効率化や歩行空間の安全性を確保するため、駅前などの中心市街地において、店舗などへの配送を行う荷捌き車両と歩行者や自転車等を空間的に分離し、混在を回避する必要がある。

このため、荷捌きのための路上駐車を解消する共同荷捌き駐車施設の整備を推進する。

国 費 6億円 (1.00倍) 等



(6) 個別利用区制度、立体換地制度の活用推進

平成 28 年の都市再開発法改正により創設された個別利用区制度については、既存の建築物を有効に活用しながら、地域の身の丈に合った規模の市街地整備を可能とする手法であり、その積極的な活用を推進する。

また、コンパクトシティの拠点地区において、市街地の安全性の向上と地域の実情に応じた土地の有効高度利用を図るため、都市再生区画整理事業の支援対象の拡充（立体換地建築物の共同施設整備費等を補助対象に追加）を行う。

国 費 社会資本整備総合交付金 の内数 等

■ 市街地再開発事業における個別利用区制度の積極的な活用推進

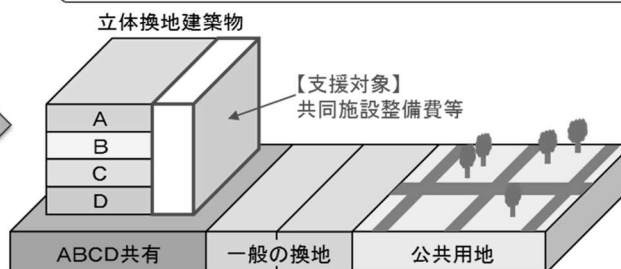
■ 都市再生区画整理事業の拡充

<立体換地とは>

立体換地とは、土地区画整理事業において従前の土地の権利について換地に代えて、建物及び敷地の権利を与えることができる土地区画整理法第93条に基づく制度



立体換地建築物の共同施設整備費等に対する支援について、高度地区・防火地域において実施される土地区画整理事業（高度利用・防火対策型）を拡充



【支援対象】

法第93条立体換地建築物の共同施設整備費等

【現行】過小宅地対策型

【現行】減価補償地区※型

【拡充】高度利用・防火対策型

※密集市街地などで公共施設用地の確保に伴い、事業施行後の宅地の総価格が、施行前の総価格を下回る地区

4. 都市の競争力の強化

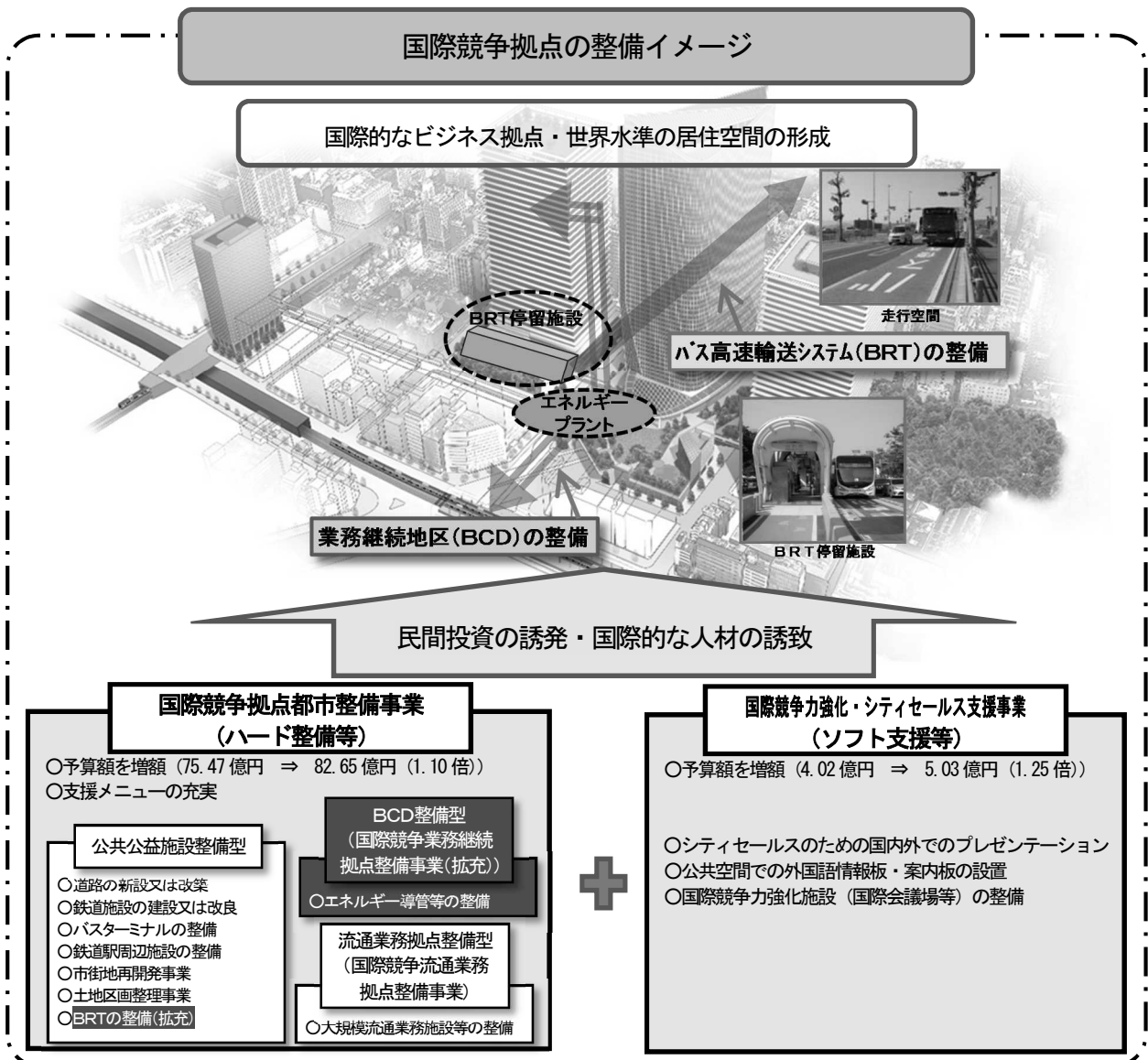
(1) 国際競争拠点の整備の加速化

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会も見据え、我が国の都市に国際的な投資、人材を呼び込むための取組をハード・ソフト両面で加速化する必要がある。

このため、国際競争拠点都市整備事業（ハード整備等）について、定時性・速達性に優れた新たな交通システムとして期待されているBRT（バス高速輸送システム）の整備を支援対象に追加し、また、災害に対する脆弱性を克服する観点から、エネルギーを安定的に供給するために必要なエネルギー導管等の整備を行う新たな支援メニューを創設するとともに、整備の加速化に必要な予算を確保する。

加えて、ソフト支援を主とする国際競争力強化・シティセールス支援事業について予算を増額させるとともに、民間都市開発推進機構が行うメザニン支援業務について、地方の中核都市等における事業区域面積要件を緩和する。

国際競争拠点都市整備事業	国費	82.65億円（1.10倍）
（参考）平成28年度補正予算（第2号）	国費	78.00億円
国際競争力強化・シティセールス支援事業	国費	5.03億円（1.25倍）等



(2) 旅館・ホテルの建設、観光バス駐車場の整備の推進

2020年の訪日外国人旅行者数4000万人の目標などを踏まえ、今後増加する旅行者の受け皿となる旅館・ホテル等の宿泊施設の整備を加速化する必要がある。

このため、都市部を中心に宿泊施設が不足しているエリアにおいて民間都市開発推進機構による金融支援の対象に宿泊施設を追加するとともに、市街地再開発事業により宿泊施設を整備する場合の支援対象を拡充する。

加えて、不足している観光バス駐車場の整備を推進する。

国 費 社会資本整備総合交付金 の内数 等

「観光先進国」の実現に向け、宿泊施設や観光バス駐車場の不足が課題

宿泊施設整備の推進

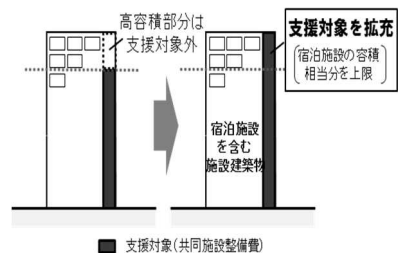
金融支援の充実

民間都市開発推進機構が行う共同型都市再構築業務の支援対象として、宿泊施設を含むプロジェクトを追加



市街地再開発事業による支援

大都市部を中心とした宿泊施設が不足しているエリアにおいて、宿泊施設を整備する施設建築物の共同施設整備費に対する支援を拡充



観光バス駐車場整備の推進

都市・地域交通戦略推進事業による支援

「観光バス受入計画」に基づく、観光バス駐車場の整備に対する支援を拡充

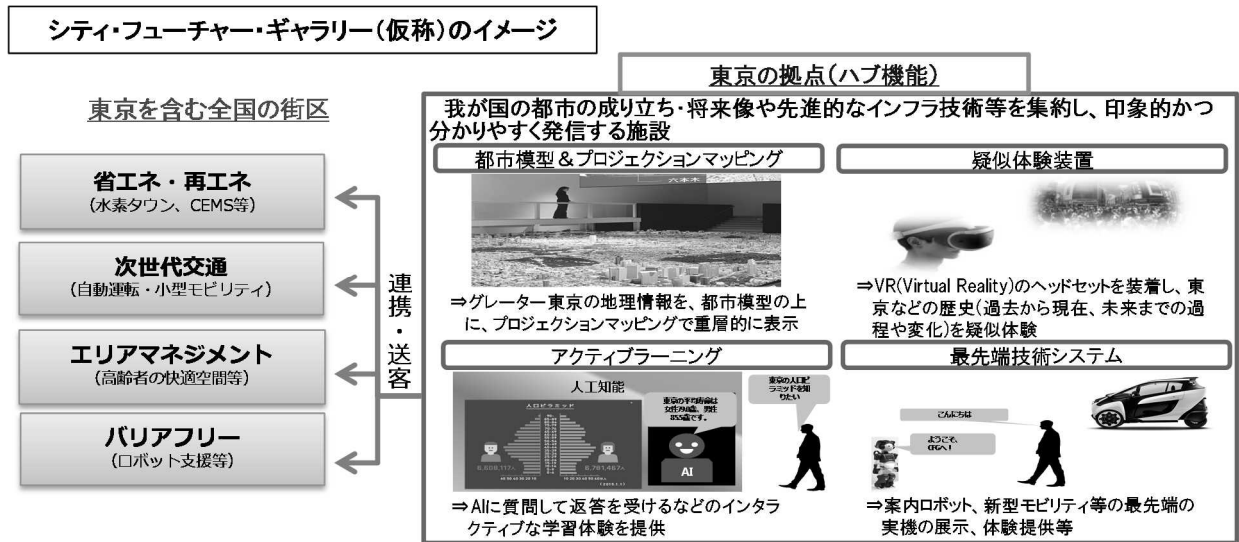


(3) 「シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想」

都市開発の海外展開の推進や我が国の都市の国際競争力を強化に当たっては、海外関係者に対し日本の都市の魅力や将来像等を効果的に発信していくことが重要である。

このため、現在、国、東京都、民間企業が連携し「シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想」の検討を進めているところであり、同構想の具体化を早期に図る。

国 費 1. 8 2 億円の内数



また、「シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想」をはじめとして、外国企業及び高度外国人材を呼び込むための官民一体となったシティセールスの取組に対し、国際競争力強化・シティセールス支援事業により支援を行う。

国 費 5. 0 3 億円の内数（再 掲）

国際競争力強化・シティセールス支援事業の例



国際会議でのプレゼンテーション



地域の魅力を発信するHP制作



外国語情報板の設置

5. 緑豊かなまちづくり

(1) 「Park-PFI 制度」の創設

都市公園の魅力を上し、そのストック効果を一層高めるためには、民間事業者の資金やノウハウを公園施設の整備、運営に積極的に活用する必要がある。

このため、PPP/PFI による新たな公園の整備手法として、①民間提案による収益還元型の公園施設の事業運営制度の創設、②民間事業者が行う公共部分の整備を社会資本整備総合交付金で支援する制度、③都市開発資金による民間事業者への貸付制度、の三つの新たな制度（Park-PFI）を創設する。

国 費 社会資本整備総合交付金 の内数 等

都市開発資金貸付金（賑わい増進事業資金融資） 国 費 1億円（皆 増）

① 民間提案による収益還元型の公園施設の事業運営制度の創設

- ・広場等の公園整備を併せて行う収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を公募選定
- ・設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、建ぺい率の緩和 等

Park-PFI

② 社会資本整備総合交付金による支援

民間事業者による公共部分の整備に対して、地方公共団体がその一部を負担する場合、当該負担部分の1/2を国が支援する制度の創設

③ 都市開発資金の貸付け

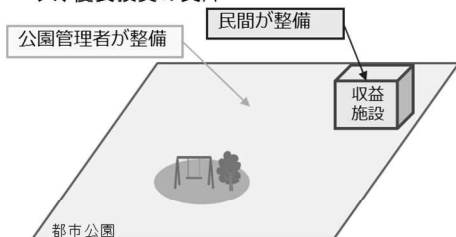
民間事業者による施設の整備に要する費用（社総交による支援部分を除く）を対象に資金を貸付ける制度の創設

現行の民間活用スキーム

- 民間事業者、公園管理者が別々に施設整備
 - ・民間事業者は設置・管理許可により収益施設を整備
 - ・公園管理者は広場等の公共部分を整備

<デメリット>

- 施設ごとに公園管理者、民間事業者が設計、建設、管理運営を行い、非効率
- 民間施設の収益の公共還元が不十分
- 設置・管理許可期間の上限10年が民間の参入、優良投資の支障

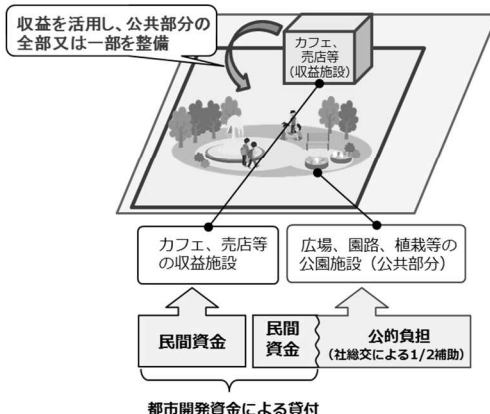


Park-PFI

- 民間事業者が収益施設と公共部分を一体で整備
 - ・公園への優良投資を行う民間事業者を公募・選定する制度と事業者による公共部分の整備を支援する交付金、資金貸付制度の創設

<メリット>

- 設計から運営まで一括で行うことによる事業の効率化
⇒質の高いサービスを効率的に提供
- 民間施設の収益も活用した公園整備
⇒厳しい財政状況下での持続的な公園整備
- 許可期間の延伸(20年)等により、民間の参入、優良投資を促進
⇒公園利用者の満足度向上



メリットの発現
デメリットの解消

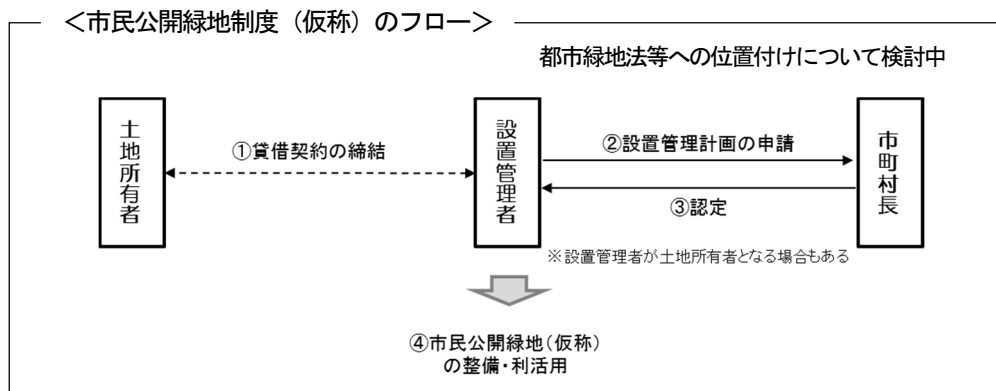
(2) 「市民公開緑地制度（仮称）」の創設

都市公園が不足しながらも、都市公園の整備がなかなか進まない地域においては、民間の空き地等を公園的な空間として利用していく取組が有効である。

このため、土地所有者等の民間主体が設置し、住民に公開する緑地等を市町村が認定する制度（市民公開緑地制度（仮称））を創設するとともに、そこで行う施設整備（園路・広場、花壇・植栽、^{あずまや}四阿・ベンチ、門・さく等）や、イベントの開催等のまちづくり活動を支援する。

国 費 社会資本整備総合交付金 の内数
民間まちづくり活動促進・普及啓発事業 国 費 0.92億円（1.15倍）（再 掲）

<市民公開緑地（仮称）の整備及び利活用の推進>



- 市町村の認定を受けた設置管理計画に基づき、緑地管理機構が行う市民公開緑地（仮称）における施設整備を支援（市民緑地等整備事業の拡充）
- 市民公開緑地（仮称）における民間主体によるまちづくり活動への支援



市民公開緑地（仮称）のイメージ

また、生産緑地地区の面積要件の緩和に伴い、生産緑地を買取り市民農園となる都市公園を整備する場合の面積要件を緩和する。

(3) 国営公園等の整備

年間約 4000 万人が訪れる国営公園等において、2020 年 4800 万人（5 年で 2 割増）の入園者を目指し、我が国固有の歴史文化資産や豊かな自然を活かした施設整備とともに、子どもから高齢者や障がい者、外国人まで、誰もが利用しやすい環境の整備を推進する。

国営公園等事業

国 費 229.33 億円（0.99 倍）

（参考）平成 28 年度補正予算（第 2 号）

国 費 50.09 億円

国営沖縄記念公園

（沖縄県那覇市、本部町）

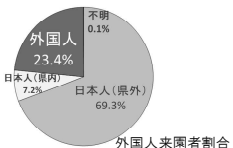
沖縄の観光拠点として、復元された首里城、美ら海水族館などに年間 730 万人が来園。外国人来園者が約 2 割を占める



首里城正殿前で毎年開催される
伝統儀式「朝拝御規式」



「御内原」エリアの復元イメージ



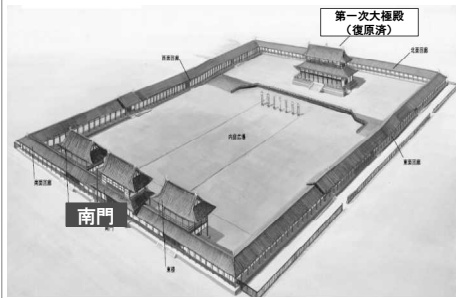
外国人来園者割合
（首里城地区 H27アンケート）

首里城地区の全面開園に向けて、未開園の「御内原」エリアの復元工事を完了

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

（奈良県明日香村、奈良市）

特別史跡「平城宮跡」を保存・活用し、我が国の歴史・文化の情報発信、観光振興に寄与するため、復元整備等を推進



「第一次大極殿院」の復元イメージ



「南門」の復元イメージ



古代行事の再現(イメージ)

特別史跡「平城宮跡」において、第一次大極殿院「南門」の復元工事に着手

国立民族共生公園（北海道白老町）



国立民族共生公園 施設配置計画



アイヌ古式舞踊(イメージ)



アイヌ文化の復興、国際観光等に寄与するため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会にあわせて一般公開することを閣議決定(H26年6月)

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会にあわせて一般公開に向けて、公園整備を推進

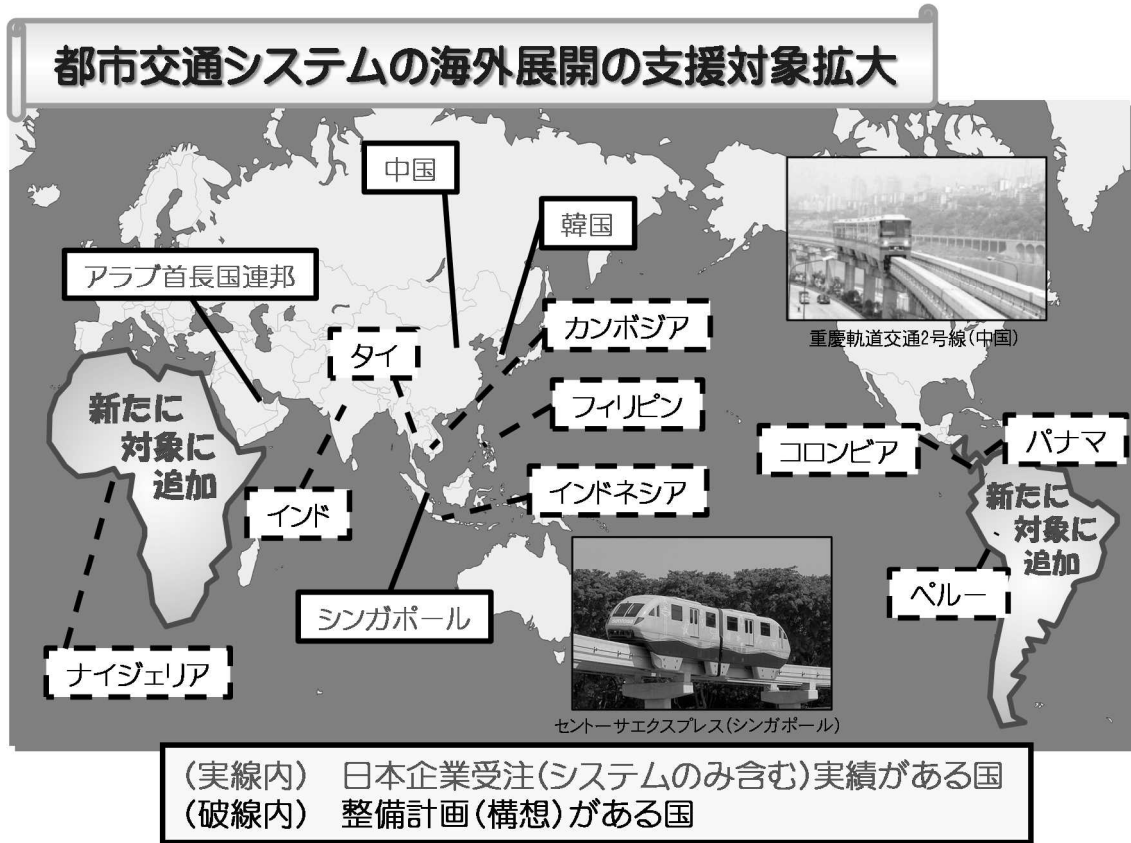
6. 都市開発の海外展開・国際貢献

(1) 環境共生型都市開発の海外展開

インフラシステム輸出を推進するためには、相手国の都市開発の「川上」の構想段階から関与し、過去の日本と同様の都市問題を抱える新興国に対し、日本の都市開発技術・ノウハウをパッケージで提案することが重要である。加えて、政府の「インフラシステム輸出戦略」等でも掲げている「2020年に約30兆円」という政府全体の目標を達成するためには、具体的な案件形成に向けた取組の加速が不可欠である。

このため、経済発展に伴う都市部での渋滞解消に寄与する日本型都市交通システムの導入等の都市問題解決支援の重点国として中南米・アフリカを新たに位置づけるとともに、我が国の都市開発の強みや都市の魅力等を戦略的に発信する手法を構築する。

国費 1.82億円 (1.18倍) (再掲)



大臣によるトップセールス



国際不動産見本市での発信



国内企業と海外要人の意見交換

(2) 海外日本庭園再生プロジェクト

日本の文化や魅力を伝えることで対日理解を促進し、インバウンドに大きな効果がある海外の日本庭園の修復を集中的に実施するため、北米、南米、欧州等で修復のモデル事業を実施するとともに、海外の日本庭園を修復するための国内の支援体制を構築する。

国 費 0. 2億円 (皆 増)



日本庭園の再生イメージ

(3) 2020年東京オリパラ大会の暑熱対策

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会のマラソンコースや競技施設の周辺等において、造園・緑化事業者の協力を得て、壁面緑化等による暑熱対策を推進する。

平成29年度より、事前調査・モデル施工等を開始し、大会開催時の暑熱対策に活用するとともに、あわせて、先進的な都市緑化技術のPRにより、造園・緑化産業の海外展開を図る。

国 費 0. 3億円 (皆 増)



2012年オリンピック・パラリンピック
ロンドン大会における壁面緑化の例

<既往研究における緑化による気温低減効果>

- ・壁面緑化の設置箇所は、周辺部に比べ表面温度が20～30℃低い。
- ・緑化パネルはコンクリート壁に比べ体感温度が約1～2℃低減。